

在学生の皆様へ

関西学院大学 学生生活支援機構（学生課）

被災地の皆様、被災地出身の学生の皆様、ご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

関西学院大学では、平成30年7月豪雨により災害救助法の適用を受けた地域世帯（別紙ご参照）の学生に対し経済的支援を図るため、本人からの申し出により2018年度秋学期学費のうち授業料の減免措置を講じることになりましたのでお知らせいたします。

災害にあわれた世帯の方につきましては、至急、学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は、各所属学部・研究科事務室）までご相談いただき、授業料の減免措置を希望する場合は下記内容を確認の上、手続きを行うようにしてください。

記

1. 対象者

平成30年7月豪雨により被災され、災害救助法が適用された地域に居住し、被災された世帯の在学生（正規の学部生、大学院生）で以下のいずれかの要件に該当する方。

- ① 被災地に居住する家計支持者が災害に起因する事由で亡くなった方
- ② 家計支持者が所有かつ居住する家屋が全壊・半壊（修理不可能で取り壊すもの）及び滅失した方
- ③ 災害により家計支持者が負傷され、入院・長期加療を必要とする方
- ④ その他 ※④の場合、申請前に一度ご相談ください。

※指定地域は、別紙をご参照ください。（2018年7月9日付 内閣府HP掲載情報）
ただし、後日追加される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

2. 授業料の減免措置

災害救助法適用地域の学生：2018年度秋学期授業料全額免除

3. 提出書類

- ①本人の申請書（被災者学費・授業料減免措置申請書（在学生用））
 - ②被災状況証明書等
 - ・「死亡診断書」（1-①の場合）
 - ・「市町村が発行する罹災証明書」（1-②の場合）
 - ・「家屋の損壊状況が証明できる書類」（1-②の場合）
 - ・「家計支持者の入院・長期加療を証明する医師の診断書」（1-③の場合）
- ※上記のほか大規模半壊・半壊の場合は「取り壊し申込書」もあわせて提出ください。

4. 申込期間

2018年9月29日（土）までに申込を行ってください。

■事務取扱時間

平日8:50～11:30、12:30～16:50、土曜日8:50～12:20
（8/1～9/10は平日9:00～11:30、12:30～16:00）

※次の期間は閉室しております。

- 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- 9月・10月の第2土曜日
- 7月31日～9月2日までの間の土曜日
- 8月13日～8月21日

5. 申込・問い合わせ先

学生課（神戸三田・西宮聖和・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室まで）

6. その他

日本学生支援機構奨学金の緊急貸与（第一種）、応急貸与（第二種）の申込を随時受け付けています。また、学生本人が該当地域に居住していて半壊以上の被害を受けている場合等は、JASSO支援金の対象となる可能性があります。詳細については、学生課までお問い合わせください。

※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

【高知県】 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村
【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、 西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、 安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、 英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、 与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
【兵庫県】 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、 丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、 神崎郡神河町
【愛媛県】 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
【岐阜県】 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、 郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、 加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町

以 上